

## 松くい虫被害木等の利用駆除ガイドラインの改訂（案）

### 1 ガイドラインの概要

松くい虫駆除を目的として被害木（松くい虫の被害が発生している松林を伐採する場合は、健全木を含む）を利用する場合の、利用の種類、基準、被害木等の伐採時期、利用駆除者と認定工場における手続き、被害木等の分別管理、被害木等の処理完了の報告等についてのルールを定めている。

### 2 改定の理由

被害地域における被害木等の利用拡大による駆除や樹種転換を促進するため、「松くい虫被害木の利用駆除ガイドライン」にアカマツ被害木のチップ及び合板単板利用に加え、製材の利用を追加するもの。

### 3 主な改定内容

- （1）利用の種類に、チップ及び合板用単板に加え、製材を追加する。
- （2）ガイドラインで扱う用語を定義する。



# 松くい虫被害木等の利用駆除ガイドライン（案）

－岩手県農林水産部森林整備課－

## 1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、松くい虫駆除を目的として、松くい虫の被害木（松くい虫の被害が発生している松林を伐採する場合は、健全木を含む。以下「被害木等」という。）を、岩手県松くい虫被害木破砕等処理認定工場（以下「認定工場」という。）において、チップ、合板用単板及び製材に利用する場合のルールを定めたものです。

なお、松くい虫の被害地域等におけるアカマツの伐採時期及び処理方法等については、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採作業指針」（平成21年4月16日森整第65号。以下「伐採作業指針」という。）で定めていますので、遵守してください。

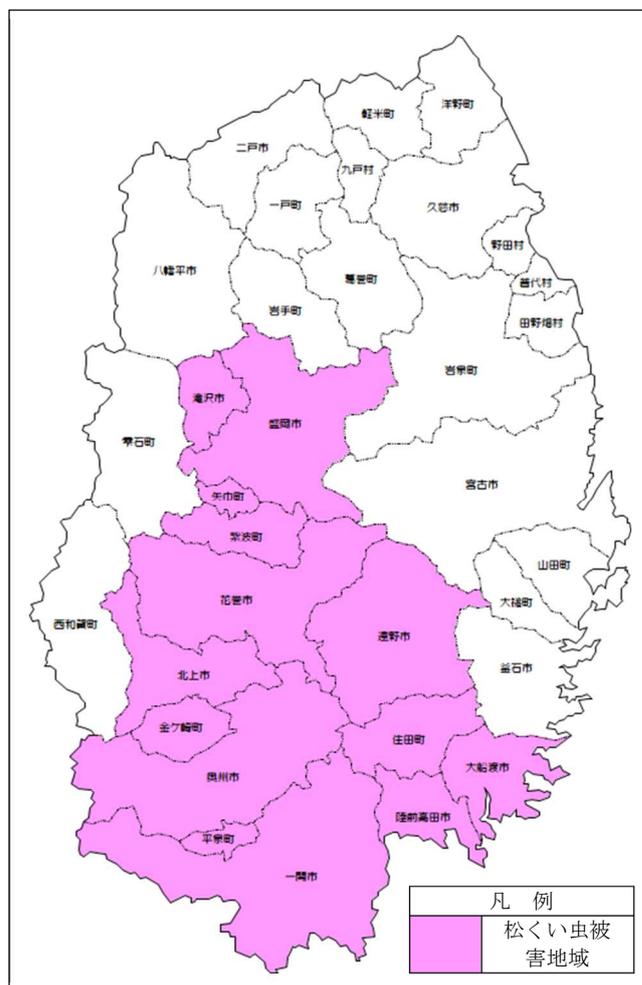
## 2 アカマツ伐採作業指針と本ガイドラインとの関係性

区分	アカマツ伐採作業指針	本ガイドライン
適用地域	県内一円	松くい虫被害地域※
対象木	健全木	被害木等

### ※松くい虫被害地域とは

松くい虫被害が継続して発生している地域（市町村）で、被害の発生状況、マツノマダラカミキリの生息状況から、県が以下のとおり指定している地域です。

**【松くい虫被害地域】**  
 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、奥州市、滝沢市、紫波町、矢巾町、金ケ崎町、平泉町、住田町



### 3 被害木等の取扱いと利用駆除

岩手県では、松くい虫被害の拡大を防止するため、森林病虫害等防除法に基づき毎年度、県が告示し、この告示に定める区域（松くい虫被害地域）に存する松くい虫が付着している伐採木は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとなっています。

ただし、松くい虫を駆除する目的で区域内を（未被害地域を經由せずに）移動する場合は、この限りでないとしています。

このガイドラインでは、1に掲げる被害木等を、認定工場において、4に掲げるルールに基づき、チップや合板用単板及び製材（6に定義するものに限る。以下同じ）に加工するために行う破砕、切削、熱処理及び焼却する処理（6に定義するものに限る。以下「利用駆除」という。）を、松くい虫の駆除として位置付けています。

### 4 チップや合板用単板、製材に被害木等を利用駆除する場合のルール

被害木等の利用駆除を目的として伐採及び販売する者（以下「利用駆除者」という。）と認定工場は、以下の（1）～（6）に示す手順で利用駆除を行うものとする。

#### （1） 認定工場との事前の調整

**利用駆除者は、認定工場と事前調整を十分に行う。**

被害木等については、マツノマダラカミキリが羽化脱出する6月20日までに認定工場で確実に破砕、切削、熱処理及び焼却する必要があります。

計画的に処理が進むよう、**利用駆除者は認定工場と事前の調整を十分に行ってください。**

#### （2） 被害木等の伐採

**利用駆除者は、被害木等の伐採を10月から5月までに行う。**

松くい虫の活動時期は7月から9月です。

松くい虫は、伐採されたアカマツや枯れかかったアカマツの香りに集まり、産卵しようとすることから、被害木等の伐採は松くい虫の活動時期を避け、10月から5月までに行ってください。

#### （3） 被害木等であることの通知

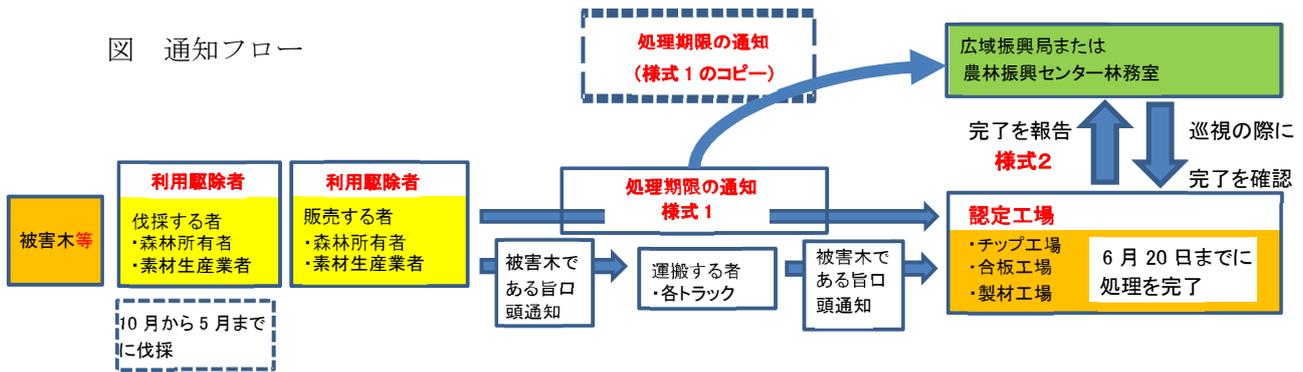
**利用駆除者は、認定工場に対し被害木等であることを通知する。**

利用駆除者は、認定工場に対し、「松くい虫被害木等の処理期限に関する通知書」（様式1）により、マツノマダラカミキリが羽化脱出する6月20日までに破砕、切削、熱処理及び焼却の処理を確実に終えるよう通知してください。

利用駆除者は、通知書のコピーを、認定工場が所在する広域振興局・農林振興センター林務担当課にも提出してください。（FAX可）

利用駆除者は、通知書とは別に、被害木等を運搬する者に対し、被害木等であることを認定工場に伝えるよう徹底してください。

図 通知フロー



#### (4) 被害木等の分別管理と明示

認定工場は、被害木等を明示する。

認定工場は、被害木等が6月20日までに確実に処理されるよう分別管理し、被害木等と分かるよう、スプレーや看板等により明示してください。

#### (5) 被害木等の処理

認定工場は、被害木等の処理を6月20日まで完了する。

認定工場は、利用する被害木等が新たな感染源にならないよう、マツノマダラカミキリが羽化脱出する6月20日までに破砕や切削、熱処理及び焼却の処理を完了してください。

#### (6) 処理完了の報告

認定工場は、被害木等の処理が完了したことを県に報告する。

認定工場は、被害木等の処理完了後すみやかに、「松くい虫被害木等の処理完了に関する報告書」（様式2）を管轄する広域振興局・農林振興センター林務担当課に提出してください。（FAX可）  
広域振興局・農林振興センター林務担当課では、提出された報告書の内容について、巡視の機会などに確認するとともに、報告書を2年間保管してください。

## 5 チップや合板用単板、製材に利用する被害木の品質

バイオマス発電用チップの場合、針葉が全て（ほとんど）脱落した状態でも、細枝が残った状態までは利用が可能で、それよりも時間が経過し、細枝も脱落して太枝のみが残った状態になると発熱量が少なくなります。

合板用単板、製材の場合、針葉の色が薄緑～黄緑色の状態など、なるべく生木に近い状態が利用に適しています。

ただし、これらはいくまで品質の目安ですので、実際に利用する場合は、伐採前に認定工場が取扱う品質について確認してください。

【参考イメージ】

		
針葉の色が薄緑～黄緑色の状態	針葉が全て（ほとんど）脱落した状態で、細枝は残った状態	針葉は全て脱落し、細枝も脱落して太枝のみが残った状態
バイオマス発電用チップ	適	不適
合板用単板、製材	不適	不適

## 6 本ガイドラインで扱う用語の定義

本ガイドラインにおいて、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとします。

用語	定義
松くい虫	線虫類を運ぶカミキリムシ類。カミキリムシ類にはマツノマダラカミキリのほか、カラフトヒゲナガカミキリ等も含む。
松くい虫被害	マツノザイセンチュウという線虫がアカマツやクロマツ※を枯死させる被害をいう。マツノザイセンチュウは自力では他の木へ移動できず、マツノマダラカミキリというカミキリ虫が媒介して被害を拡大させる。 ※本ガイドラインに示すアカマツの表記は、クロマツにも適用する。
松くい虫駆除	被害木を松くい虫を物理的または薬剤で死滅させることを指す。本ガイドラインでは物理的に死滅させる方法のうち、破碎、切削、熱処理及び焼却の作業を対象とする。
被害木	本ガイドラインでは、被害木は枯死した場合だけでなく、枯死に至る途中段階（葉が変色した状態）も被害木として扱う。葉が変色する時期、変色する程度は個々に異なり、初期段階では判別困難な場合がある。
健全木	被害木以外のアカマツとする。
認定工場	岩手県松くい虫被害木破碎処理工場認定要領（平成 21 年 11 月 25 日森整第 644 号）に基づき、周辺への松くい虫被害拡大を未然に防止するために必要な基準を満たすことを岩手県知事により認定された工場。
破碎	本ガイドラインでは、木材チップパーを使用して木片の厚さを 15 ミリメートル以下に破碎することをいう。
切削	本ガイドラインでは、ロータリーレースを使用して単板の厚さを 6 ミリメートル以下に加工することをいう。
熱処理	本ガイドラインでは、丸太から加工した直後の板材・角材を、人工乾燥機の炉内温度 70℃以上で、17 時間以上加熱処理することをいう。
焼却	本ガイドラインでは、丸太の加工で生じた端材を、焼却炉または木屑焚きポイラーに投入して燃焼することをいう。
チップ	厚さが 15 ミリメートル以下となるよう破碎された木片。
合板用単板	厚さが 6 ミリメートル以下となるように切削された単板。
製材	本ガイドラインでは、製材機を使用して、丸太から加工した直後の板材・角材を、人工乾燥機を使用して、熱処理された製材品（※）をいう。（加工で生じた端材等は全て破碎または焼却すること。） なお、上記の熱処理基準を満たさない製材品及び人工乾燥を行わない製材品は含まないもの。 ※ 「製材の日本農林規格（平成 19 年 8 月 29 日農林水産省告示第 1083 号）第 2 条に定義づけられる製材品及び「集成材の日本農林規格（平成 19 年 9 月 25 日農林水産省告示第 1152 号）第 2 条に定義づけられるラミナに加工された木材。

(様式1)

## 松くい虫被害木等の処理期限に関する通知書

年 月 日

(認定工場) 様

利用駆除者

住所

名称

(TEL - - )

今回、利用駆除する松材には、松くい虫被害木が含まれていますので、下記の処理期限までに破砕、切削、熱処理及び焼却のいずれかの処理を行ってください。

### 記

#### 1 松材の伐採場所、伐採時期及び伐採量

##### (1) 伐採場所

市町村 地内

##### (2) 伐採時期

年 月 日 ~ 年 月 日

##### (3) 納入予定期間

年 月 日 ~ 年 月 日

##### (4) 納入量

トン ・ m<sup>3</sup> ※いずれかの単位で記載

##### (5) 運搬者

※(1)~(5)については、既存の様式を添付する場合、記入を省略することができる。

#### 2 処理期限

年 6 月 20 日 (マツノマダラカミキリの羽化脱出前)

#### 3 留意事項

上記の処理期限までに破砕、切削、熱処理及び焼却の処理を行わないと、マツノマダラカミキリが羽化脱出し、周辺に新たな松くい虫被害を発生させることから、**処理期限を遵守してください。**

(様式2)

## 松くい虫被害木等の処理完了に関する報告書

年 月 日

広域振興局・農林振興センター林務担当課 あて

認定工場

住所

名称

(TEL - - )

下記のとおり松くい虫被害木等について、処理を完了したので報告します。

### 記

1 処理完了年月日

年 月 日

2 松材の伐採場所等

(様式1)「松くい虫被害木等の処理期限に関する通知書」の写しを添付

## 広域振興局・農林振興センター 一覧

窓 口	電話番号 (FAX番号)	住 所
盛岡広域振興局林務部 林業振興課	019-629-6613 (019-629-6624)	〒020-0023 盛岡市内丸11-1
県南広域振興局林務部 林業振興課	0197-22-2871 (0197-22-6194)	〒023-0053 奥州市水沢大手町1-2
県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター 林業振興課	0198-22-4932 (0198-22-6714)	〒025-0075 花巻市花城町1-41
県南広域振興局農政部 遠野農林振興センター林務課	0198-62-9933 (0198-62-9899)	〒028-0525 遠野市六日町1-22
県南広域振興局農政部 一関農林振興センター 林業振興課	0191-26-1893 (0191-26-1875)	〒021-8503 一関市竹山町7-5
沿岸広域振興局農林部 農林調整課	0193-25-2704 (0193-27-2843)	〒026-0043 釜石市新町6-50
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 林業振興課	0193-64-2215 (0193-64-4594)	〒027-0072 宮古市五月町1-20
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 岩泉林務出張所	0194-22-3113 (0194-22-5173)	〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋 24-3
沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター 林業振興課	0192-27-9925 (0192-27-8543)	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1
県北広域振興局林務部 林業振興課	0194-53-4984 (0194-53-2304)	〒028-8042 久慈市八日町1-1
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター林務室 林業振興課	0195-23-9204 (0195-25-5652)	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3



## 松くい虫被害木の利用駆除ガイドライン

— 岩手県農林水産部森林整備課 —

### I ガイドラインの目的

このガイドラインは、松くい虫駆除を目的として被害木を含むアカマツ伐採木を破碎や切削しチップや合板用単板に利用する場合のルールを定めたものです。

健全木の利用については、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」（以下「伐採施業指針」という。）により、被害地域での伐採期間が制限されていますので、遵守してください。

### II 伐採施業指針と本ガイドラインとの関係性

区分	伐採施業指針	本ガイドライン
適用地域	県内一円	松くい虫被害地域
対象木	健全木	被害木

#### 1 松くい虫被害地域とは

松くい虫被害が継続して発生している地域（市町村）で、被害の発生状況、マツノマダラカミキリの生息状況から、県が下記のとおり指定している地域です。

##### 【松くい虫被害地域】

盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、奥州市、滝沢市、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、住田町

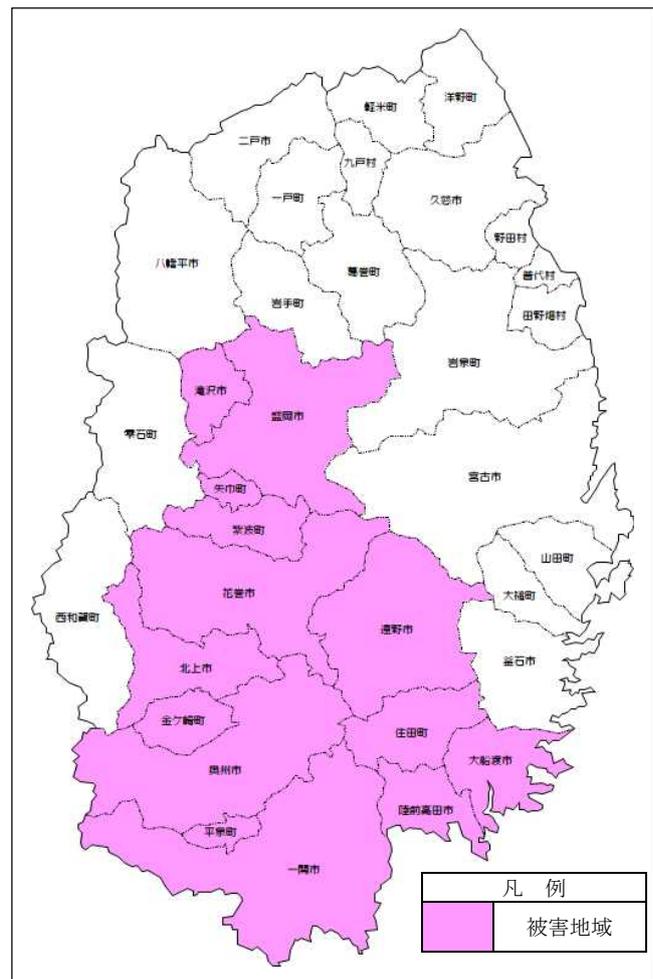


図 1 松くい虫被害地域図

### Ⅲ 被害木の取扱い

岩手県では、松くい虫被害の拡大を防止するため、森林病虫害等防除法に基づく県告示により、松くい虫が付着した伐採木の移動を駆除後を除き禁止しています。(参考1)

ただし、松くい虫を駆除する目的で、松くい虫被害地域内を(未被害地域を経由せずに)移動させる場合は例外としています。

このガイドラインは、被害木を含むアカマツ伐採木をⅣに示すルールに基づき、岩手県松くい虫被害木破砕処理認定工場(参考2、以下「認定工場」という。)において、次の基準を満たすチップや合板用単板に破砕や切削する場合を駆除として位置づけるものです。

**チップ**：木片の厚さが15ミリメートル以下となるような木材チップパーにより破砕されたチップ。  
**合板用単板**：合板用に厚さが6ミリメートル以下となるように切削された単板。

#### 参考1

##### 森林病虫害等の駆除の命令の予定【告示要約】平成30年3月16日岩手県報第11769号

**区域**) 盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、奥州市、滝沢市、紫波町、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、住田町

**措置の内容**) 区域に存する松くい虫が付着している伐採木は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、松くい虫を駆除する目的で区域内を移動する場合は、この限りでない。

・告示は被害状況に基づき、毎年度制定しています。

### Ⅳ 松くい虫被害地域でチップや合板用単板に被害木を利用駆除する場合のルール

#### 1 認定工場との事前の調整

被害木の利用駆除者は、認定工場と事前の調整を十分に行う。

被害木は、マツノマダラカミキリが羽化脱出する6月20日までに認定工場で確実に破砕や切削される必要があります。

計画的に処理が進むよう、被害木の利用駆除者は認定工場と事前の調整を十分に行ってください。

#### 2 被害木の伐採

被害木の伐採を10月から5月までに行う。

マツノマダラカミキリの活動時期は7月から9月です。

マツノマダラカミキリは、伐採されたアカマツや枯れかかったアカマツの香りに集まり、産卵しようとすることから、被害木の伐採はマツノマダラカミキリの活動時期を避け、10月から5月までに行ってください。

### 3 被害木であることの通知

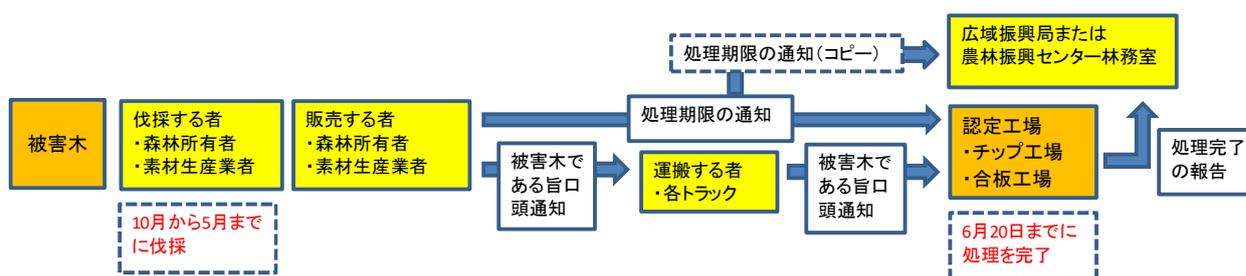
被害木の利用駆除者は、認定工場に対し、被害木であることを通知する。

被害木の利用駆除者は、被害木の認定工場に対し、「松くい虫被害木の処理期限に関する通知書」(様式1)により、マツノマダラカミキリが羽化脱出する6月20日までに破砕や切削などの処理を確実に終えるよう通知してください。

通知書は、認定工場が所在する広域振興局・農林振興センター林務担当課にも、コピーを提出してください。(FAX可)

被害木の利用駆除者は、通知書とは別に、被害木を運搬する者に対し、被害木であることを認定工場に伝えるよう徹底してください。

図2 通知フロー



### 4 被害木の分別管理と明示

認定工場は、被害木を明示する。

被害木を受入れた認定工場では、被害木が6月20日までに確実に処理されるよう分別管理し、被害木と分かるよう、スプレーや看板等により明示してください。

### 5 被害木の処理

認定工場は、被害木の処理を6月20日までに完了する。

認定工場は、利用する被害木が新たな感染源にならないよう、マツノマダラカミキリが羽化脱出する6月20日までに破砕や切削などの処理を完了してください。

### 6 処理完了の報告

認定工場は、被害木の処理が完了したことを県に報告する。

認定工場は、被害木の処理完了後すみやかに、「松くい虫被害木の処理完了に関する報告書」(様式2)を管轄する広域振興局・農林振興センター林務担当課に提出してください。(FAX可)

広域振興局・農林振興センター林務担当課では、提出された報告書の内容について、巡視の機会などに確認するとともに、報告書を2年間保管してください。

## V チップや合板などに利用する被害木の品質

バイオマス発電用チップの場合、針葉が全て（ほとんど）脱落した状態でも、細枝が残った状態の被害木までは利用が可能で、それよりも時間が経過し、細枝も脱落して太枝のみが残った状態の被害木については、発熱量が少なくなります。

合板用単板の場合、針葉の色が薄緑～黄緑色の状態など、なるべく生木に近い状態の被害木が利用に適しています。

ただし、これらはいくまで品質の目安ですので、実際に利用する場合は、伐採前に認定工場が取扱う品質について確認してください。

### 【参考イメージ】

		
針葉の色が薄緑～黄緑色の状態	針葉が全て（ほとんど）脱落した状態で、細枝は残った状態	針葉は全て脱落し、細枝も脱落して太枝のみが残った状態
バイオマス発電用チップ	適	不適
合板	不適	不適

## VI 用語の整理

**松くい虫被害**：マツノザイセンチュウという線虫がアカマツやクロマツを枯死させる被害をいう。

※以降、本ガイドラインに示すアカマツの表記は、クロマツにも適用する。

マツノザイセンチュウは自力では他の木へ移動できず、マツノマダラカミキリというカミキリ虫が媒介して被害を拡大させる。

**被害木**：本ガイドラインでは、枯死した場合だけでなく、枯死に至る途中段階（葉が変色した状態）も被害木として扱う。葉が変色する時期、変色する程度は個々に異なり、初期段階では判別困難な場合がある。

**健全木**：被害木以外のアカマツとする。

**破碎**：本ガイドラインでは、木片の厚さが15ミリメートル以下に破碎する木材チップパーによるチップ加工とする。

**切削**：本ガイドラインでは、厚さが6ミリメートル以下となるような単板加工とする。

**松くい虫駆除**：被害木について、松くい虫を物理的または薬剤で死滅させることを指す。本ガイドラインでは物理的に死滅させる方法のうち、破碎と切削を対象とする。

(様式1)

## 松くい虫被害木の処理期限に関する通知書

年 月 日

様

(松くい虫被害木の認定工場)

住所

名称

印

(TEL — — )

今回、利用駆除する松材には、松くい虫被害木が含まれている（可能性があります）ので、下記の処理期限までに破砕、切削のいずれかの処理を行ってください。

### 記

#### 1 松材の伐採場所、伐採時期及び伐採量

##### (1) 伐採場所

\_\_\_\_\_市町村\_\_\_\_\_地内

##### (2) 伐採時期

\_\_\_\_\_年 月 日 ~ \_\_\_\_\_年 月 日

##### (3) 納入予定期間

\_\_\_\_\_年 月 日 ~ \_\_\_\_\_年 月 日

##### (4) 納入量

\_\_\_\_\_トン・m<sup>3</sup> ※いずれかの単位で記載

##### (5) 運搬者

※(1)~(5)については、既存の様式を添付する場合、記入を省略することができる。

#### 2 処理期限

年6月20日（マツノマダラカミキリの羽化脱出前）

#### 3 留意事項

上記の処理期限までに破砕、切削の処理を行わないと、マツノマダラカミキリが羽化脱出し、周辺に新たな松くい虫被害を発生させることから、**処理期限を遵守してください。**

(様式2)

## 松くい虫被害木の処理完了に関する報告書

年 月 日

広域振興局・農林振興センター林務担当課 あて

住所

名称

(TEL — — )



下記のとおり松くい虫被害木（被害木の可能性があるものを含む）について、処理を完了したので報告します。

### 記

1 処理完了年月日

年 月 日

2 松材の伐採場所等

（様式1）「松くい虫被害木の処理期限に関する通知書」の写しを添付

### 岩手県松くい虫被害木破砕処理認定工場について

岩手県では、補助事業（森林病虫害等防除事業、いわて環境の森整備事業、森林整備事業）により松くい虫被害木を破砕処理する場合の工場として、松くい虫被害木破砕処理工場を認定（以下「認定工場」という。）しています。

認定工場は下記の基準を満たす工場であり、本ガイドラインⅢのチップの基準と合致しています。

**【基準抜粋】**

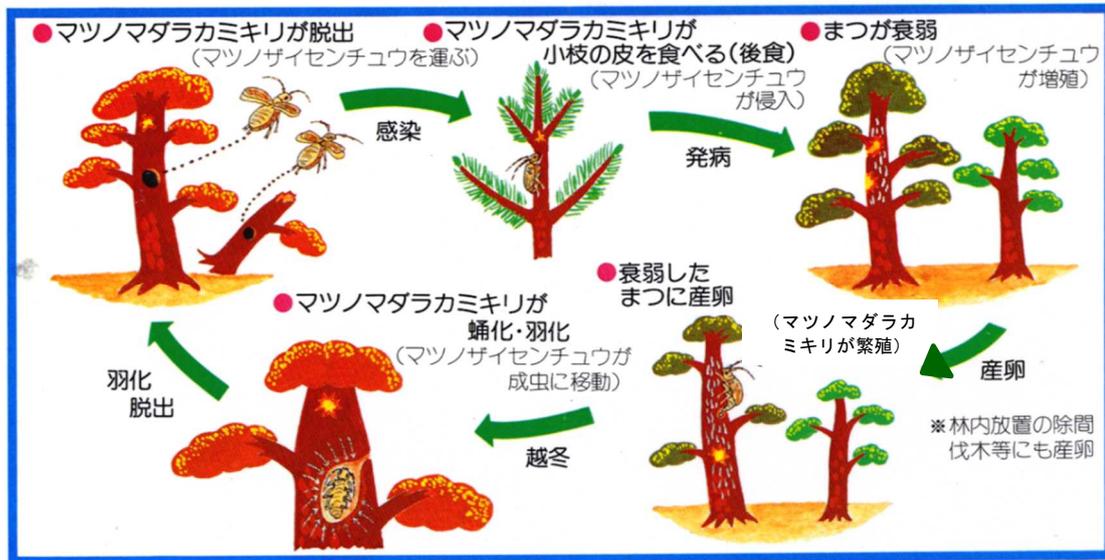
- (1) 松くい虫被害木を破砕処理する工場は、松くい虫被害防除監視帯（平成 22 年 2 月 12 日付森整第 860 号知事通知）から被害地域側に所在すること。
- (2) 松くい虫被害木を破砕処理する工場は、木片の厚さを 15 ミリメートル以下に破砕処理できる木材チップパーを所有していること。

#### 平成 30 年度 岩手県松くい虫被害木破砕処理工場

	処理工場の名称	代表者氏名	処理工場の所在地
紫波町	一般社団法人 紫波町農林公社	代表理事 藤尾 東泉	岩手県紫波郡紫波町片寄字野畑 1486-1
花巻市	花巻バイオチップ株式会社	代表取締役 森井 敏夫	岩手県花巻市大畑第 9 地割 92 番地 24
北上市	新北菱林産株式会社 北上工場	工場長 舘松 正人	岩手県北上市相去町笹長根 35 番地
	北上プライウッド株式会社	代表取締役社長 井上 篤博	岩手県北上市和賀町後藤 2 地割 112 番の 1
一関市	興和林業株式会社	代表取締役 北岡 幸一	岩手県一関市巖美町字外谷地 143 番地 52
	有限会社 東山興業	代表取締役 千葉 一弘	岩手県一関市東山町長坂字東本町 210 番地
	有限会社前名チップ工場	代表取締役 前名 孝吉	岩手県一関市大東町摺沢字百目木 143 の 2

(認定期間は毎年度末まで。)

### 松くい虫被害のしくみ



### マツノマダラカミキリとマツノザイセンチュウ

#### マツノマダラカミキリ (写真-1)

成虫の体長 18~28mm のカミキリムシ科の昆虫。  
 岩手県では 6 月下旬頃に成虫が出現し、マツの若枝の樹皮を後食(こうしょく)しマツノザイセンチュウを媒介する。  
 雌成虫は、枯れて間もないマツの樹幹や枝(2cm 以上)に産卵し、孵化した幼虫は内樹皮を摂食して成長し、幼虫のまま越冬する。  
 マツノザイセンチュウが北米原産の外来種であるのに対し、マツノマダラカミキリは、元来日本に生息していた在来種である。



(写真-1) マツノマダラカミキリ

#### マツノザイセンチュウ (写真-2)

体長約 1mm の線虫(線形動物)の仲間。  
 北米原産の外来種で、日本には明治後期に侵入したと考えられている。  
 日本のマツにマツノザイセンチュウが侵入すると、通水組織に生理的障害が発生し、マツは水を吸えずに枯れる。



(写真-2) マツノザイセンチュウ

## 広域振興局・農林振興センター 一覧

窓 口	電話番号 (FAX番号)	住 所
盛岡広域振興局林務部 林業振興課	019-629-6613 (019-629-6624)	〒020-0023 盛岡市内丸11-1
県南広域振興局林務部 林業振興課	0197-22-2871 (0197-22-6194)	〒023-0053 奥州市水沢区大手町1-2
県南広域振興局農政部 花巻農林振興センター 林業振興課	0198-22-4932 (0198-22-6714)	〒025-0075 花巻市花城町1-41
県南広域振興局農政部 遠野農林振興センター林務課	0198-62-9933 (0198-62-9899)	〒028-0525 遠野市六日町1-22
県南広域振興局農政部 一関農林振興センター 林業振興課	0191-26-1893 (0191-26-1875)	〒021-8503 一関市竹山町7-5
沿岸広域振興局農林部 農林調整課	0193-25-2704 (0193-27-2843)	〒026-0043 釜石市新町6-50
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 林業振興課	0193-64-2215 (0193-64-4594)	〒027-0072 宮古市五月町1-20
沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター林務室 岩泉林務出張所	0194-22-3113 (0194-22-5173)	〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋 24-3
沿岸広域振興局農林部 大船渡農林振興センター 林業振興課	0192-27-9914 (0192-27-8543)	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1
県北広域振興局林務部 林業振興課	0194-53-4984 (0194-53-2304)	〒028-8042 久慈市八日町1-1
県北広域振興局農政部 二戸農林振興センター林務室 林業振興課	0195-23-9204 (0195-25-5652)	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3